令和８年度

計画基準調査業務
（高温障害対策用水特性調査）

仕様書

関東農政局農村振興部設計課

第１章　総則

（適用範囲）

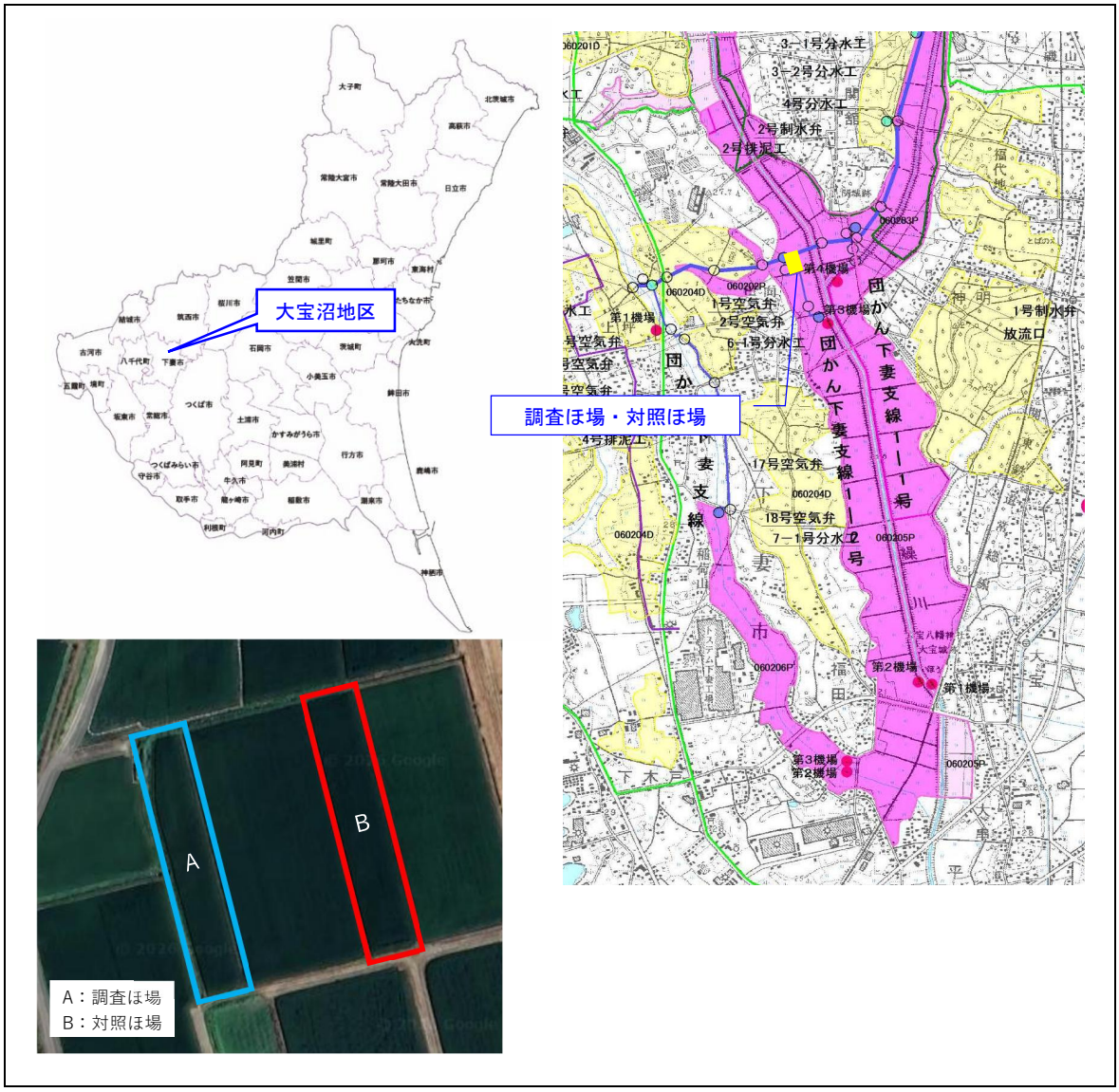
第１－１条　本業務は、土地改良事業を適正かつ効率的に実施するための技術基準のうち、計画に関する「土地改良事業計画設計基準 計画」（以下「計画基準」という。）の制改定のため、基礎的な諸元データ等を把握することを目的としている。なお、本業務の対象となる「計画基準」は、「農業用水（水田）」である。

（目的）

第１－２条　本業務は、土地改良事業計画基準の検討のため、水稲の高温障害対策として実施する飽水管理の用水特性を把握するもので、水田における田面水位等の計測、穂温、土壌、気象状況を把握し、必要な用水量の調査結果を取りまとめるものである。

（場所）

第１－３条　業務位置は、茨城県下妻市大木地先である。



（一般事項）

第１－４条　業務請負契約書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

（１）業務実施に当たり、観測装置の取扱技術が未熟なために、観測に影響が出た場合は、作業のやり直しや装置部品の取り換え等を命ずることがある。

（２）受注者は、天候・水利状況等、必要に応じて十分な装備をなし、公衆に迷惑を及ぼさないようにするとともに、関係法規を遵守して人畜・家畜・その他の建築物に対しての危険防止に万全の注意を払わなければならない。なお、受注者の不注意により生じた損害事故に対する補償は、全て受注者の負担とする。

（３）受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中でも監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。

第２章　作業条件

（適用する図書）

第２－１条　適用する図書は、土地改良事業計画設計基準及び運用・解説　計画「農業用水（水田）」（（公社）農業農村工学会　平成22年７月）とする。

（貸与資料）

第２－２条　貸与資料は、次のとおりである。

貸与資料	数量
国営土地改良事業計画調査マニュアル（部分改訂）平成29年３月	１式
その他必要と認められる資料	１式

（貸与資料の取扱い）

第２－３条　第２－２条に示す貸与資料の取扱いは、次のとおりとする。

（１）貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

（２）貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

（３）貸与資料から得られる情報は、業務を実施する以外の目的で使用してはならない。

（４）貸与資料から得られる情報のうち、個人を特定できる一切の情報については、「複製」「外部への持ち出し」「改変」等の行為をしてはならない。

第３章　作業内容

（作業項目及び数量）

第３－１条　本業務における作業の項目、内容及び数量は、次表に示すとおりとする。なお、次表の２及び３は本業務の対象外とし、測定結果等については別途提供する。

作業項目	作業内容	数量	備考
１　準備作業	貸与資料等を基に調査計画の検討を行い、方針を整理する。	１式	
２　調査機器の設置、測定			

２－１　ほ場水位・水温の測定	以下によりほ場の水位及び水温の測定を行う。 【機器設置・測定箇所】 ○水位 高温障害対策水田　１箇所 慣行栽培水田　１箇所 ○水温 高温障害対策水田　３箇所 慣行栽培水田　３箇所 【測定間隔】 10分間隔	１式	本業務対象外
２－２　かんがい用水量・排水量の測定	以下によりほ場のかんがい用水量・排水量の測定を行う。 【機器設置・測定箇所】 ○用水量 高温障害対策水田　１箇所 慣行栽培水田　１箇所 ○排水量 高温障害対策水田　１箇所 慣行栽培水田　１箇所 【測定間隔】 10分間隔	１式	本業務対象外
２－３　減水深の測定	以下により減水深の測定を行う。 【機器設置・測定箇所】 ○Ｎ型減水深 高温障害対策水田　３箇所 慣行栽培水田　３箇所 ○一筆減水深 高温障害対策水田　３箇所 慣行栽培水田　３箇所 【測定回数】 ５回	１式	本業務対象外
２－４　穂温の測定	以下により穂温の測定を行う。 【測定箇所】 高温障害対策水田　１箇所 慣行栽培水田　１箇所 【測定回数】 中干し終了後から１日１回	１式	本業務対象外
３　土壌採取	以下によりほ場の土壌試料採取を行う。 【採取箇所】 高温障害対策水田　２地点 慣行栽培水田　２地点 １地点当たり３層 （上層(0～20cm)、中層(20～50cm)、下層(50～75cm)） １層当たり１試料採取	１式	
４　土壌調査	３により採取した試料を用い、以下の試験を行い、結果を取りまとめる。（１地点当たり３層（３試料））		
	①　粒径組成結果による土性判定	４地点	
	②　三相分布	４地点	
	③　透水係数	４地点	
５　ほ場水位等測定結果整理	２－１から２－４の測定結果を整理し、考察を行う。	１式	

6　気象データの整理	業務位置近傍の気象データを整理する。 気象データの項目は、気温、湿度、降水量、風速、風向、日照時間を想定している。 気温及び湿度は現地に設置済み機器により、それ以外の項目はアメダス等の観測値により整理する。	1式	
7　収量・品質調査	坪刈り（3.3㎡）を行い、収量及び品質調査を行う。 品質は、白未熟粒、死米、胴割粒、砕粒及び着色粒の混入割合を測定するものとし、測定方法は標準計測方法（平成13年3月14日農林水産省告示第332号）による。	1式	本業務対象外
8　営農状況等整理	調査、測定した各種調査等のデータを補足するため、耕作者が記録した営農日誌により営農状況及び水管理状況等について整理する。	1式	本業務対象外
9　点検取りまとめ	調査、測定した各調査等の結果を取りまとめて報告書の作成を行う。	1式	

（作業上の留意点）

第３－２条　本業務の実施に当たっての留意点は、次のとおりとする。

（１）本業務の履行に際しては、必要に応じて学識経験者の指導・助言を求める場合がある。

（２）報告書を取りまとめる際に各記録の参考として耕作者からの聞取り等の協力を得る場合の必要な経費は、受注者の負担とすること。

第４章　打合せ

（打合せ）

第４－１条　打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

初　回　作業着手前段階

最終回　成果取りまとめ段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

第５章　成果物

（成果物）

第５－１条　本業務は電子納品の対象外とする。成果物は、次のものを提出しなければならない。

（１）成果物の電子媒体（CD-R若しくはDVD-R）　正副各１部

（２）成果物の出力　２部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

なお、電子媒体の提出の際には、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

（成果物の提出先）

第５－２条　成果物の提出先は、次のとおりとする。

埼玉県さいたま市中央区新都心２－１　さいたま新都心合同庁舎２号館

関東農政局　農村振興部　設計課　積算施工係

第６章　契約変更

（契約変更）

第６－１条　業務請負契約書第15条第１項に規定する発注者による通知事項、第15条第２項、第３項、第17条及び第18条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

（１）第３－１条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。

（２）第４－１条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。

（３）第５－１条に示す「成果物」に変更が生じた場合。

（４）履行期間の変更が生じた場合。

（５）その他

第７章　その他

（環境配慮のチェック・要件化（みどりチェック）について）

第７－１条

（１）主な環境関係法令の遵守

受注者は、関連する環境関係法令を遵守するものとする。

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

（２）環境関係法令の遵守以外の事項

受注者は、新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の取組に努めるものとし、履行期限までに取組状況を別紙により提出すること。

ア　環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

イ　エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率的なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

ウ　臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。

エ　廃棄物の発生抑制、適正で循環的な利用及び適正な処分に努める。

オ　みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

※農林水産省ホームページ（みどりの食料システム戦略トップページ）

URL：https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/index.html

（定めなき事項）

第７－２条　この仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

【別紙】

みどりチェック実施状況報告書

事務・事業名	
事業者名	
担当者・連絡先	

以下のア～カの取組について、実施状況を報告します。

ア　環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・対象となる物品の輸送に当たり、燃料消費を少なくするよう検討する（もしくはそのような工夫を行っている配送業者と連携する）。	□	□
・対象となる物品の輸送に当たり、燃費効率の向上や温室効果ガスの過度な排出を防ぐ観点から、輸送車両の保守点検を適切に実施している。	□	□
・農林水産物や加工食品を使用する場合には、農薬等を適正に使用して（農薬の使用基準等を遵守して）作られたものを調達することに努めている。	□	□
・事務用品を使用する場合には、詰め替えや再利用可能なものを調達することに努めている。	□	□
・その他（　　）	／	／

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由

（　　）

イ　エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・事業実施時に消費する電気・ガス・ガソリン等のエネルギーについて、帳簿への記載や伝票の保存等により、使用量・使用料金の記録に努めている。	□	□
・事業実施時に使用するオフィスや車両・機械等について、不要な照明の消灯やエンジン停止に努めている。	□	□
・事業実施時に使用するオフィスや車両・機械等について、基準となる室温を決めたり、必要以上の冷暖房、保温を行わない等、適切な温度管理に努めている。	□	□
・事業実施時に使用する車両・機械等が効果的に機能を発揮できるよう、定期的な点検や破損があった場合は補修等に努めている。	□	□
・夏期のクールビズや冬期のウォームビズの実施に努めている。	□	□
・その他（　　）		

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由
（　　）

ウ　臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・臭気が発生する可能性がある機械・設備（食品残さの処理や堆肥製造等）を使用する場合、周辺環境に影響を与えないよう定期的に点検を行う。	□	□
・臭気や害虫発生の原因となる生ごみの削減や、適切な廃棄などに努めている。	□	□
・食品保管を行う等の場合、清潔な環境を維持するため、定期的に清掃を行うことに努めている。	□	□
・その他（　　）		

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由
（　　）

エ　廃棄物の発生抑制、適正で循環的な利用及び適正な処分に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・事業実施時に使用する資材について、プラスチック資材から紙などの環境負荷が少ない資材に変更することを検討する。	□	□
・資源のリサイクルに努めている（リサイクル事業者に委託することも可）。	□	□
・事業実施時に使用するプラスチック資材を処分する場合に法令に従って適切に実施している。	□	□
・その他（　　）		

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由
（　　）

オ　みどり戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・「環境配慮のチェック・要件化（みどりチェック）チェックシート解説書 －民間事業者・自治体等編－」にある記載内容を了知し、関係する事項について取り組むよう努める。	□	□
・事業者として独自の環境方針やビジョンなどの策定している、もしくは、策定を検討する。	□	□
・従業員等向けの環境や持続性確保に係る研修などを行っている、もしくは、実施を検討する。	□	□
・作業現場における、作業安全のためのルールや手順などをマニュアル等に整理する。また、定期的な研修などを実施するように努めている。	□	□
・資機材や作業機械・設備が異常な動作などを起こさないよう、定期的な点検や補修などに努めている。	□	□
・作業現場における作業空間内の工具や資材の整理などを行い、安全に作業を行えるスペースを確保する。	□	□
・労災保険等の補償措置を備えるよう努めている。	□	□
・その他（　　）	／	／

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由
（　　）

（備考）　全ての事項について「実施した／務めた」又は「左記非該当」のどちらかにチェックを入れるとともに、各項目について、一つ以上「実施した／務めた」にチェックを入れること。